

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(駐車灯) 第130条 (略) 2 (略) 3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。 一～四 (略) <u>五 原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。</u> 六～九 (略) 4 (略)</p>	<p>(駐車灯) 第130条 (略) 2 (略) 3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。 一～四 (略) <u>五 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。</u> 六～九 (略) 4 (略)</p>
<p>(再帰反射材) 第133条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。 一 再帰反射材はテープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は50mm以上60mm以下であること。 二 再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。 <u>三 再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）、輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。）とする。</u> 四 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 五 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。 2 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。</p>	<p>(再帰反射材) 第133条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。 一 再帰反射材はテープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は50mm以上60mm以下であること。 二 再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。 <u>三 再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）とし、輪郭表示再帰反射材の場合には特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。）を併用することができる。</u> 四 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 五 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。 2 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。</p>

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

3 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

二 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けること。

二 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けること。

三 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行となるようにするとともに、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行となるようにすること。

四 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては運転台（バンパその他の付属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあっては連結装置を除く部分をいう。以下この号及び第21条の2第3項第4号において同じ。）の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けるようにするとともに、その長さの合計が当該自動車の長さの80%以上となるようにすること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

五 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の幅の80%以上となるようにするとともに、自動車の最外側からできるだけ近い位置にあること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

六 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、前2号の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔がそのうち短い方の長さの50%以下である場合においては連続しているものとみなす。

七 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部に取り付けるものの下縁の高さは、地上0.25m以上2.1m以下（自動車の構造上、それらを地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1mを超えるできるだけ低い位置）となるようにするとともに、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部に取り付けられるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置となるように取り付けること。

八 第1項第3号に規定する部分輪郭表示再帰反射材のそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークは、互いに直角であり、かつ、一辺の長さが250mm以上のテープ状の再帰反射材とする。

（削除）

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

3 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

二 線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。

二 線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように取り付けられていること。

三 不連続の線状再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

四 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

五 輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられているこ

(削除)

(削除)

(削除)

九 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けること。

十 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

十一 自動車の後面に備える大型後部反射器は、第5号の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。

十二 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分より自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲内においてすべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

十三 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分より、自動車の前端にあっては前方向に15°傾斜させた平面、その後端にあっては後方向に15°傾斜させた平面、によりそれぞれ囲まれる範囲内においてすべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

4 (略)

(後写鏡等)

第146条 (略)

2～3 (略)

4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。

一～三 (略)

四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

5～6 (略)

と。

六 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられていること。

七 不連続の輪郭表示再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

八 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられる再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

九 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けられていること。

4 (略)

(後写鏡等)

第146条 (略)

2～3 (略)

4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。

一～三 (略)

四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mm未満の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

5～6 (略)

7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げるものをいう。

自動車	障害物
一 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (次号の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあっては右側面)から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面(左ハンドル車にあっては右最外側面)から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

8~10 (略)

(駐車灯)

第208条 (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一~四 (略)

五 原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。

六~九 (略)

4 (略)

(再帰反射材)

第211条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第3

7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げるものをいう。

自動車	障害物
一 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (次号の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

8~10 (略)

(駐車灯)

第208条 (略)

2 (略)

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一~四 (略)

五 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。

六~九 (略)

4 (略)

(再帰反射材)

第211条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第3

8条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 再帰反射材はテープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は50mm以上60mm以下であること。

二 再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。

三 再帰反射材は、線状再帰反射材、輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材又は部分輪郭表示再帰反射材）又は特徴等表示再帰反射材とする。

四 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。

五 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。

2 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

3 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けること。

二 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けること。

三 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行となるようにするとともに、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行となるようにすること。

四 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けるとともに、その長さの合計が当該自動車の長さの80%以上となるようにすること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

五 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の幅の80%以上となるようにするとともに、自動車の最外側からできるだけ近い位置にあること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

六 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、前2号の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔がそのうち短い方の長さの50%以下である場合においては連続しているものとみなす。

8条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 再帰反射材はテープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は50mm以上60mm以下であること。

二 再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。

三 再帰反射材は、線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材とし、輪郭表示再帰反射材の場合には特徴等表示再帰反射材を併用することができる。

四 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。

五 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つものであること。

2 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

3 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。

二 線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように取り付けられていること。

三 不連続の線状再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

七 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部に取り付けるもの下縁の高さは、地上0.25m以上2.1m以下（自動車の構造上、それらを地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1mを超えるできるだけ低い位置）となるようにするとともに、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部に取り付けられるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置となるように取り付けること。

八 第1項第3号に規定する部分輪郭表示再帰反射材のそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークは、互いに直角であり、かつ、一辺の長さが250mm以上のテープ状の再帰反射材とする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

九 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けること。

十 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

十一 自動車の後面に備える大型後部反射器は、第5号の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。

十二 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分より自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲内においてすべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

十三 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分より自動車の前端にあっては前方向に15°傾斜させた平面、その後端にあっては後方向15°に傾斜させた平面、によりそれぞれ囲まれる範囲内においてすべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

4 (略)

四 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

五 輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられていること。

六 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられていること。

七 不連続の輪郭表示再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

八 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられる再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

九 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けられていること。

4 (略)

(後写鏡等)

第224条 (略)

2～3 (略)

4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。

一～三 (略)

四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

5～6 (略)

7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げるものをいう。

自動車	障害物
一 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (次号の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

8～10 (略)

別添9 イモビライザの技術基準

1.～4.4. (略)

4.4.1. (略)

(a) (略)

(後写鏡等)

第224条 (略)

2～3 (略)

4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。

一～三 (略)

四 その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mm未満の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

5～6 (略)

7 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げるものをいう。

自動車	障害物
一 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (次号の自動車、二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
二 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) (略)

8～10 (略)

別添9 イモビライザの技術基準

1.～4.4. (略)

4.4.1. (略)

(a) (略)

(b) 原動機の始動装置の鍵を作動停止位置において錠から外した後1分以内の時間が経過すること。

(C) リモートコントロールその他原動機の始動装置の鍵以外の操作装置（以下「リモートコントロール等」という。）により設定のための所定の操作を行うこと。この場合において、この方法により設定を行うイモビライザは、原動機の始動装置の鍵を作動停止位置において錠から外した後1分以内の時間が経過するまでの間リモートコントロール等により設定のための所定の操作が行われない場合には、その間に運転者によりイモビライザを設定しないための補助的な操作が行われた場合を除き、自動的に設定が行われる構造でなければならないものとする。

4.4.2.～5.3.8. (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～3.10. (略)

3.10.1. 自動車の前方における赤色光については、自動車から25m前方にある横断面の範囲1の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が赤色である灯火等の見かけの表面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、自動車の側面に備える特徴等表示再帰反射材及び側方灯にあつてはこの限りでない。

3.10.2. 自動車の後方における白色光については、自動車から25m後方にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の見かけの表面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあつてはこの限りでない。

3.10.3.～3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。

走行用前照灯 白色

） (略)

側方反射器 橙色。ただし、最後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は最後部に備える赤色の側方灯と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあつては、赤色であつてもよい。

線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。））側面に備えるものにあつては白色又は黄色、後面に備えるものにあつては赤色又は黄色

特徴等表示再帰反射材（自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰

(b) 原動機の始動装置の鍵を作動停止位置において錠から外した後、5分以内の時間が経過すること。

(C) リモートコントロールその他原動機の始動装置の鍵以外の操作装置（以下「リモートコントロール等」という。）により設定のための所定の操作を行うこと。この場合において、この方法により設定を行うイモビライザは、原動機の始動装置の鍵を作動停止位置において錠から外した後5分以内の時間が経過するまでの間リモートコントロール等より設定のための所定の操作が行われない場合には、当該期間中に運転者によりイモビライザを設定しないための補助的な操作が行われた場合を除き、自動的に設定を行う構造でなければならないものとする。

4.4.2.～5.3.8. (略)

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.～3.10. (略)

3.10.1. 自動車の前方における赤色光の視認性については、自動車の前方25mの位置にある横断面の範囲1の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が赤色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、側方灯にあつては、この限りでない。

3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること（別紙2参照）。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあつては、この限りでない。

3.10.3.～3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に定める色でなければならない。

走行用前照灯 白色

） (略)

側方反射器 橙色。ただし、最後部に備える側方反射器であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は最後部に備える赤色の側方灯と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあつては、赤色であつてもよい。

線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。）又は輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。）側面に備えるものにあつては白色又は黄色、後面に備えるものにあつては赤色又は黄色

特徴等表示再帰反射材（自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰



反射材をいう。以下同じ。) 色の制限はない

3.16.～4.14.7. (略)

4.14.8. 電気結線

自動車の同じ側に備える駐車灯は、他の灯火器の点灯状態を問わず、点灯操作が行える構造でなければならない。

駐車灯は、原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造でなければならない。

4.14.9.～4.21.9. (略)

4.22. 再帰反射材

4.22.1. 備付け

自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及びその形状に類する自動車を除く。)には再帰反射材を備えることができる。

4.22.2. 備える再帰反射材の性能

再帰反射材は、別添105「再帰反射材の技術基準」に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.22.3. 数

制限なし

4.22.4. 配置

線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の形状、構造、デザイン及び操作性を考慮し、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けなければならない。

4.22.5. 取付位置

4.22.5.1. 幅

4.22.5.1.1. 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取り付けなければならない。

4.22.5.1.2. 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の幅の80%以上となるように取り付けなければならない。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

4.22.5.2. 長さ

4.22.5.2.1. 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けなければならない。この場合において、セミトレーラを牽引する自動車にあつては、運転台(バンパその他の付属品を含む。)の前端及び後端とし、被牽引自動車にあつては、連結装置を除く部分の前端及び後端とする。

4.22.5.2.2. 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の長さの80%以上となるように取り付けなければならない。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなすとともに、セミトレーラを牽引する自動車にあつては、運転台(バンパその他の付属品を含む。)の長さとし、被牽引自動車にあつては、連結装置を除く部分の長さとする。

反射材をいう。) 色の制限はない

3.16.～4.14.7. (略)

4.14.8. 電気結線

自動車の同じ側に備える駐車灯は、他の灯火器の点灯状態に係らず点灯操作が行える構造でなければならない。

駐車灯は、原動機が停止している状態において、点灯できる構造であること。

4.14.9.～4.21.9. (略)

4.22. 再帰反射材

4.22.1. 備付け

自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの)の形状に類する自動車を除く。)には再帰反射材を備えることができる。

4.22.2. 取り付ける再帰反射材の性能

再帰反射材は、別添105「再帰反射材の技術基準」の規定に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

4.22.3. 取付位置

4.22.3.1. 再帰反射材は、線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材とし、輪郭表示再帰反射材の場合には特徴等表示再帰反射材を併用することができる。

4.22.3.2. 線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられなければならない。

4.22.3.3. 線状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように取り付けられなければならない。

4.22.3.4. 不連続の線状再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

4.22.3.5. 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられなければならない。

4.22.3.6. 輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられなければならない。

4.22.3.7. 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識別できるように取り付けられなければならない。

4.22.3.8. 不連続の輪郭表示再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

4.22.3.9. 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられる再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられなければならない。

#### 4.22.5.3. 高さ

4.22.5.3.1. 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部に取り付けるもの下縁は、地上250mm以上1,500mm以下の範囲内においてできるだけ低い位置となるように取り付けなければならない。

ただし、自動車の構造上、下縁が地上1,500mm以下の位置となるように取り付けることができない自動車にあっては地上2,100mm以下（前方格納式のクレーンブームを備える自動車にあっては、地上2,100mmを超えるできるだけ低い位置）とすることができる。

4.22.5.3.2. 輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部に取り付けるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置となるように取り付けなければならない。

#### 4.22.6. 視認性

線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、以下に定める観測面の範囲内のすべての位置において、その反射部の80%以上の部分を見通すことができるように取り付けなければならない。

4.22.6.1. 自動車の後部に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材の観測面は、その自動車の後端から25m後方にあり、以下の基準を満たす横断面とする。（別紙8 図1参照）

4.22.6.1.1. 高さは、地上1mから3mまでの範囲内

4.22.6.1.2. 幅は、自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分より自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲内

4.22.6.2. 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材の観測面は、その自動車の最外側から25m後方にあり、以下の基準を満たす車両中心線と平行な鉛直面とする。（別紙8 図2参照）

4.22.6.2.1. 高さは、地上1mから3mまでの範囲内

4.22.6.2.2. 幅は、自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分より、自動車の前端にあっては前方向に15°傾斜させた平面、その後端にあっては後方向に15°傾斜させた平面、によりそれぞれ囲まれる範囲内

#### 4.22.7. 方向

##### 4.22.7.1. 側面

線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の形状、構造、デザイン及び操作性を考慮し、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行となるように取り付けなければならない。

##### 4.22.7.2. 後面

線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の形状、構造、デザイン及び操作性を考慮し、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行となるように取り付けなければならない。

4.22.8. その他要件

4.22.8.1. 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、4.22.5.1.2.及び4.22.5.2.2.の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔がその短い方の長さの50%以下である場合においては連続しているものとみなす。

4.22.8.2. 自動車の側面及び後面の上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークは、お互いに直角であり、かつ、一辺の長さが250mm以上のテーブ状の再帰反射材とする。

4.22.8.3. 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

4.22.8.4. 自動車の後面に備える大型後部反射器は、4.22.5.1.2.により再帰反射材の長さを合計する場合において再帰反射材の一部とみなすことができる。

4.22.8.5. 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けなければならない。

4.22.8.6. 再帰反射材の取付けの例を別紙9に示す。

別紙1～別紙7 (略)

別紙8 自動車の後面及び側面に備える再帰反射材の視認性

4.22.3.10. 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けられなければならない。

4.22.3.11. 再帰反射材の取付けの例を別紙8に示す。

別紙1～別紙7 (略)

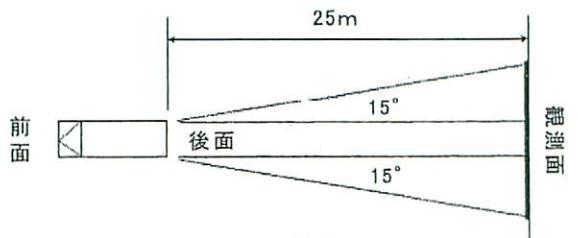


図 1

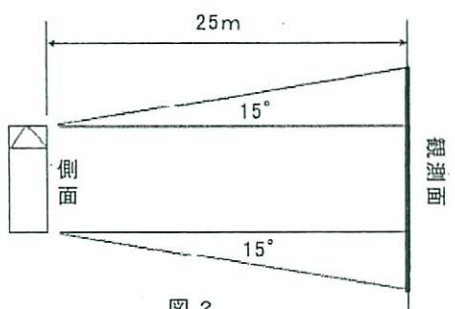
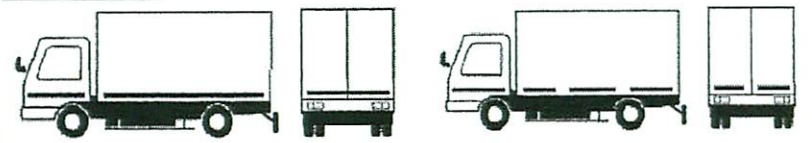


図 2

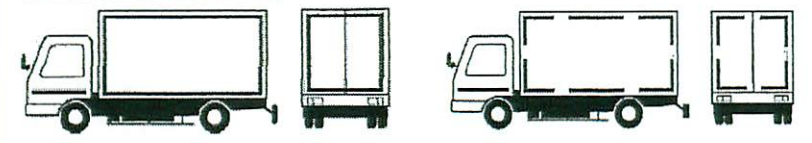
別紙 9 再帰反射材の取付例

線状再帰反射材



輪郭表示再帰反射材

完全輪郭表示再帰反射材

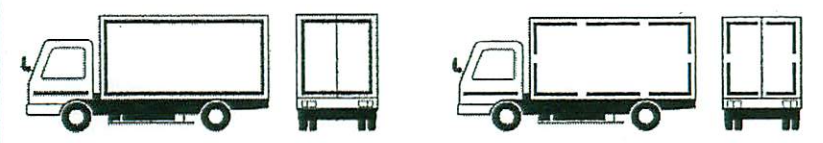


別紙 8 再帰反射材の取付例

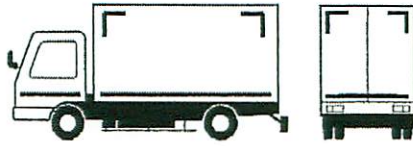
線状再帰反射材



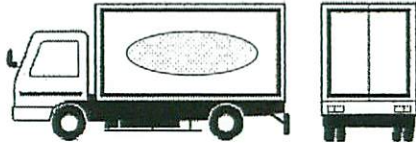
輪郭表示再帰反射材



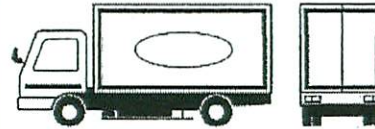
部分輪郭表示再帰反射材



特徴等表示再帰反射材



特徴等表示再帰反射材



別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ~5.11.3.4. (略)
- 5.11.3.5. 駐車灯は、原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。
- 5.12.~5.20.3.2.2. (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ~5.11.3.4. (略)
- 5.11.3.5. 原動機の回転が停止している状態において点灯することができるものであること。
- 5.12.~5.20.3.2.2. (略)

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ~2.7.16.3. (略)
- 2.7.16.4. 協定規則第104号に基づき等級D又はEとして認可され、国内要件に従って他の目的に用いる反射材料
- 2.7.17.~3.10. (略)
- 3.10.1. 自動車の前方における赤色光については、自動車から25m前方にある横断面の範囲1の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が赤色である灯火等の見かけの表面が直接確認できないものであること (別紙2参照)。ただし、側方灯にあつてはこの限りでない。
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光については、自動車から25m後方にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の見かけの表面が直接確認できないものであること (別紙2参照)。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあつてはこの限りでない。
- 3.10.3~3.14.5. (略)
- 3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。  
走行用前照灯 白色  
{ (略)

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

1. ~2.7.16.3. (略)
- 2.7.17.~3.10. (略)
- 3.10.1. 自動車の前方における赤色光の視認性については、自動車の前方25mの位置にある横断面の範囲1の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が赤色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること (別紙2参照)。ただし、側方灯にあつては、この限りでない。
- 3.10.2. 自動車の後方における白色光の視認性については、自動車の後方25mの位置にある横断面の範囲2の範囲内において観測者が移動しながら観測した場合に、その灯光又は反射光の色が白色である灯火等の発光面が直接確認できないものであること (別紙2参照)。ただし、自動車の側面に備える再帰反射材にあつては、この限りでない。
- 3.10.3~3.14.5. (略)
- 3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に定める色でなければならない。  
走行用前照灯 白色  
{ (略)

側方照射灯 白色

線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）） 側面に備えるものにあつては白色又は黄色、後面に備えるものにあつては赤色又は黄色

3. 16. ～4. 12. 6. （略）

4. 12. 7. 電気結線

自動車の同じ側に備える駐車灯は、他の灯火器の点灯状態を問わず、点灯操作が行える構造でなければならない。

駐車灯は、原動機が停止している状態において点灯することができ、かつ、時間の経過により自動的に消灯しない構造でなければならない。

4. 12. 8. ～4. 14. 1. （略）

4. 14. 2. 数

自動車に備える後部反射器の個数は、2個とする。

後部反射器は、協定規則第3号の等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器（2個）であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4. 14. 3. ～4. 15. 1. （略）

4. 15. 2. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならない。

前部反射器は、協定規則第3号の等級ⅠA又はⅠBの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、当該前部反射器以外の反射器（2個）であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4. 15. 3. ～4. 16. 1. （略）

4. 16. 2. 数

自動車に備える側方反射器の個数は、水平方向の取付位置に係る基準に適合するために必要な数とする。

側方反射器は、協定規則第3号の等級ⅠA又はⅠBの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、当該側方反射器以外の反射器（2個）であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

側方照射灯 白色

線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。）又は輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。） 側面に備えるものにあつては白色又は黄色、後面に備えるものにあつては赤色又は黄色

3. 16. ～4. 12. 6. （略）

4. 12. 7. 電気結線

自動車の同じ側に備える駐車灯は、他の灯火器の点灯状態に係らず点灯操作が行える構造であること。

駐車灯は、原動機が停止している状態において、点灯できる構造であること。

4. 12. 8. ～4. 14. 1. （略）

4. 14. 2. 数

自動車に備える後部反射器の個数は、2個とする。

後部反射器は、協定規則第3号の等級ⅠA又は等級ⅠBの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する後部反射器を備えるほか、当該後部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4. 14. 3. ～4. 15. 1. （略）

4. 15. 2. 数

自動車に備える前部反射器の個数は、2個でなければならない。

前部反射器は、協定規則第3号の等級ⅠA又はⅠBの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する前部反射器を備えるほか、当該前部反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4. 15. 3. ～4. 16. 1. （略）

4. 16. 2. 数

自動車に備える側方反射器の個数は、水平方向の取付位置に係る基準に適合するために必要な数とする。

側方反射器は、協定規則第3号の等級ⅠA又はⅠBの反射器に係る基準に適合するものとする。

自動車には、本規定に適合する側方反射器を備えるほか、当該側方反射器以外の反射器であつて自動車に備えることとされている他の灯火装置、反射器及び指示装置の性能を損なわないものを備えることができる。

4.16.3.～4.19.7. (略)

#### 4.20. 再帰反射材

##### 4.20.1. 備付け

自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及びその形状に類する自動車を除く。)には再帰反射材を備えることができる。

##### 4.20.2. 数

制限なし

##### 4.20.3. 配置

再帰反射材は、自動車の形状、構造、デザイン及び操作性を考慮し、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けなければならない。

##### 4.20.4. 取付位置

###### 4.20.4.1. 幅

4.20.4.1.1. 再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取り付けなければならない。

4.20.4.1.2. 再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の幅の80%以上となるように取り付けなければならない。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

###### 4.20.4.2. 長さ

4.20.4.2.1. 再帰反射材は、自動車の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けなければならない。この場合において、セミトレーラを牽引する自動車にあっては、運転台(バンパその他の付属品を含む。)の前端及び後端とし、被牽引自動車にあっては、連結装置を除く部分の前端及び後端とする。

4.20.4.2.2. 再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の長さの80%以上となるように取り付けなければならない。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなすとともに、セミトレーラを牽引する自動車にあっては、運転台(バンパその他の付属品を含む。)の長さとし、被牽引自動車にあっては、連結装置を除く部分の長さとする。

###### 4.20.4.3. 高さ

4.20.4.3.1. 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部に取り付けるものの下縁は、地上250mm以上1,500mm以下の範囲内においてできるだけ低い位置となるように取り付けなければならない。

ただし、自動車の構造上、下縁が地上1,500mm以下の位置となるように取り付けることができない自動車にあっては地上2,100mm以下の位置とすることができる。

4.20.4.3.2. 輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部に取り付けるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置となるように取り付けなければならない。

##### 4.20.5. 視認性

4.16.3.～4.19.7. (略)

#### 4.20. 再帰反射材

##### 4.20.1. 備付け

自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものに類する自動車を除く。)には再帰反射材を備えることができる。

##### 4.20.2. 配置

4.20.2.1. 再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられなければならない。

4.20.2.2. 再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられなければならない。

##### 4.20.3. 取付位置

4.20.3.1. 再帰反射材は、その自動車の全長及び全幅(線状再帰反射材)又は輪郭(輪郭表示再帰反射材)を可能な限り正確に識別できるように取り付けられなければならない。この場合において、全長及び全幅とは自動車の長さ又は幅の80%以上をいう。

4.20.3.2. 不連続の再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

再帰反射材は、以下に定める観測面の範囲内のすべての位置において、その反射部の80%以上の部分を見通すことができるように取り付けなければならない。

4.20.5.1. 自動車の後部に備える再帰反射材の観測面は、自動車の後端から25m後方にあり、以下の基準を満たす横断面とする。(別紙8 図1参照)

4.20.5.1.1. 高さについては、地上1mから3mまでの範囲内

4.20.5.1.2. 幅については、自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分より自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲内

4.20.5.2. 自動車の側面に備える再帰反射材の観測面は、その自動車の最外側から25m後方にあり、以下の基準を満たす車両中心線と平行な鉛直面とする。(別紙8 図2参照)

4.20.5.2.1. 高さについては、地上1mから3mまでの範囲内

4.20.5.2.2. 幅については、自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分より、自動車の前端にあつては前方向に15°傾斜させた平面、その後端にあつては後方向に15°傾斜させた平面、によりそれぞれ囲まれる範囲内

4.20.6. 方向

4.20.6.1. 側面

再帰反射材は、自動車の形状、構造、デザイン及び操作性を考慮し、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行となるように取り付けなければならない。

4.20.6.2. 後面

再帰反射材は、自動車の形状、構造、デザイン及び操作性を考慮し、横断面にできるだけ平行となるように取り付けなければならない。

4.20.7. その他

4.20.7.1. 不連続の再帰反射材は、4.20.4.1.2.及び4.20.4.2.2.の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔がその短い方の長さの50%以下である場合においては連続しているものとみなす。

4.20.7.2. 自動車の側面及び後面の上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークは、お互いに直角であり、かつ、一辺の長さが250mm以上のテーブ状の再帰反射材とする。

4.20.7.3. 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

4.20.7.4. 自動車の後面に備える大型後部反射器は、4.20.4.1.2.により再帰反射材の長さを合計する場合において再帰反射材の一部とみなすことができる。

4.20.7.5. 自動車の構造において、再帰反射材を取り付けることができる取付け幅を60mm以上確保すること。

別紙1～別紙7 (略)

別紙1～別紙7 (略)



別紙8 自動車の後面及び側面に備える再帰反射材の視認性

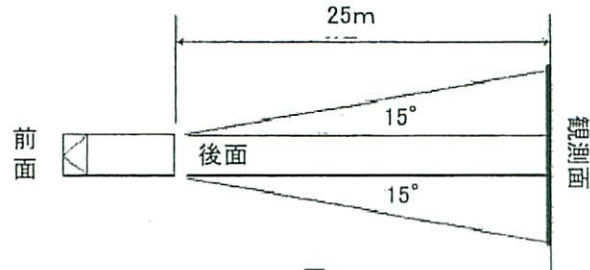


図 1

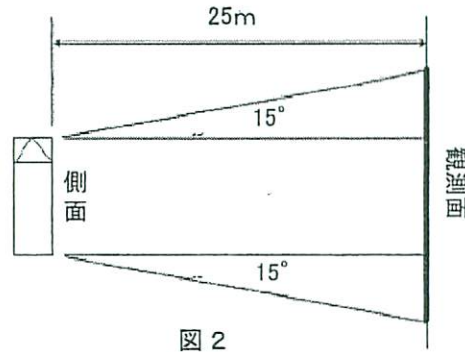


図 2

別添57 前部霧灯の技術基準

1. ~ 3. 4 (略)
4. 配光特性
4. 1 ~ 4. 2. (略)
4. 3. 自動車製作者等が指定し、かつ、提供する種類の白色の12Vの標準電球又は定格電球を用い、所定の光束（協定規則第37号に定めるものにあつてはその標準光束、JIS C 7506で規定されたものにあつてはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあつては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節すること。

この場合において、少なくとも1個の12V標準電球について供試前部霧灯が光度要

別添57 前部霧灯の技術基準

1. ~ 3. 4 (略)
4. 配光特性
4. 1 ~ 4. 2. (略)
4. 3. 自動車製作者等が指定し提供する種類の白色の12Vの標準電球又は定格電球を用い、所定の光束（協定規則第37号で規定されたものにあつてはその規則に定められた標準光束、JIS C 7506で規定されたものにあつてはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあつては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節すること。  
協定規則第37号に規定された標準電球は、表1の特性が得られるように電球の端子電圧を調整する。

この場合において、少なくとも1個の12V標準電球について供試前部霧灯が光度要

件に適合したときは、当該すべての前部霧灯は光度要件に適合するものとする。  
(削除)

表 (削除)

4.4.～6. (略)  
別紙1～別紙3 一付録3 (略)

別添78 盗難発生警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの並びに車両総重量2t以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置（車両電源が12Vである自動車に備えるものに限る。）に適用する。

ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、3.5.の規定中括弧書きの規定、4.2.1.の規定中「警報装置は、自動車の盗難が発生しようとしているときに、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ、予備的な警報を発生するための警報音を発することができるものとする。この場合において、当該警報音について、4.2.3.の規定は適用しない。」、4.2.2.の規定中「(4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音を除く。）」及び「この場合において、警報装置の警報音の鳴動時間は、この規定に定める鳴動時間以外であって一定の鳴動時間となるように調整することができるものであってもよい。」、4.2.3.3.の規定中「又はJIS C1502に定める測定方法」、4.3.1.の規定中「警報装置は、自動車の盗難が発生しようとしているときに、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ、予備的な警報を発生するための灯光を発することができるものとする。この場合において、当該灯光については、4.3.2.の規定は適用しない。」、4.3.2.の規定中「この場合において、警報装置の灯光の持続時間は、この規定に定める持続時間以外であって一定の持続時間となるように調整することができるものであってもよい。」、4.3.3.の規定中「(車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものを除く。）」、「車幅灯、」及び「車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものは、緊急自動車の警光灯と紛らわしくないものであること。」、4.9.2.の規定中「車幅灯、」及び「車幅灯又は」、4.9.3.、5.2.13.の規定中「この場合において、4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音又は4.3.1.に規定する予備的な警報を発生するための灯光は、誤警報とみなさ

件に適合したときは、当該前部霧灯は適合するものとして取扱う。  
表1 配光特性測定中の電球の特性

標準電球の種類	測定用電源電圧概略値 (V)	光束 (単位：ルーメン)
<略>	<略>	<略>

※：55Wフィラメント

4.4.～6. (略)  
別紙1～別紙3 一付録3 (略)

別添78 盗難発生警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの並びに車両総重量2t以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置（車両電源が12Vである自動車に備えるものに限る。）に適用する。

ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、3.5.の規定中括弧書きの規定、4.2.1.の規定中「警報装置は、自動車の盗難が発生しようとしているときに、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ、予備的な警報を発生するための警報音を発することができるものとする。この場合において、当該警報音について、4.2.3.の規定は適用しない。」、4.2.2.の規定中「(4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音を除く。）」及び「この場合において、警報装置の警報音の鳴動時間は、この規定に定める鳴動時間以外であって一定の鳴動時間となるように調整することができるものであってもよい。」、4.2.3.3.の規定中「又はJIS C1502に定める測定方法」、4.3.1.の規定中「警報装置は、自動車の盗難が発生しようとしているときに、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ、予備的な警報を発生するための灯光を発することができるものとする。この場合において、当該灯光については、4.3.2.の規定は適用しない。」、4.3.2.の規定中「この場合において、警報装置の灯光の持続時間は、この規定に定める持続時間以外であって一定の持続時間となるように調整することができるものであってもよい。」、4.3.3.の規定中「(車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものを除く。）」、「車幅灯、」及び「車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものは、緊急自動車の警光灯と紛らわしくないものであること。」、4.9.2.の規定中「車幅灯、」及び「車幅灯又は」、4.9.3.、5.2.13.の規定中「この場合において、4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音又は4.3.1.に規定する予備的な警報を発生するための灯光は、誤警報とみなさ

ないものとする。」並びに5.2.15.の規定中「5.2.15.において、4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音又は4.3.1.に規定する予備的な警報を発生するための灯光是、誤警報とみなさないものとする。」の規定は適用しないものとし、4.1.の規定中「乗降口の扉、エンジン・ボンネット及び荷物室のいずれか」とあるのは「乗降口の扉、エンジン・ボンネット又は荷物室のいずれか」と読み替え、4.11.2.の規定中「パニックアラームの警報装置は、盗難発生警報装置の設定状態に影響を及ぼさないものでなければならない。また、パニックアラームは、自動車使用者がスイッチを切ることができるものでなければならない。」とあるのは「パニックアラームの警報装置は、車室内から発動される構造であり、盗難発生警報装置の設定状態に影響を及ぼさないものでなければならない。また、パニックアラームは、自動車使用者がスイッチを切ることができるものであり、かつ、音による警報の鳴動時間は無制限でなければならない。」と読み替え、5.2.7.の規定中「30mA」とあるのは「20mA」と読み替えるものとする。

2.～4.9.3. (略)

#### 4.10. 盗難発生警報装置の電源

盗難発生警報装置は、自動車に備えられた蓄電池又はそれ以外の充電が可能な蓄電池を電源としなければならない。また、盗難発生警報装置に追加の電源として、充電が可能か否かにかかわらず、蓄電池を備えることができ、当該追加した蓄電池は、自動車の電気装置の他の部品に電源を供給するものであってはならない。

4.11.～5.2.15. (略)

ないものとする。」並びに5.2.15.の規定中「5.2.15.において、4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音又は4.3.1.に規定する予備的な警報を発生するための灯光是、誤警報とみなさないものとする。」の規定は適用しないものとし、4.1.の規定中「乗降口の扉、エンジン・ボンネット及び荷物室のいずれか」とあるのは「乗降口の扉、エンジン・ボンネット又は荷物室のいずれか」と読み替え、4.10.の規定中「当該電池は」とあるのは「当該電池は充電式であり、かつ」と読み替え、4.11.2.の規定中「パニックアラームの警報装置は、盗難発生警報装置の設定状態に影響を及ぼさないものでなければならない。また、パニックアラームは、自動車使用者がスイッチを切ることができるものでなければならない。」とあるのは「パニックアラームの警報装置は、車室内から発動される構造であり、盗難発生警報装置の設定状態に影響を及ぼさないものでなければならない。また、パニックアラームは、自動車使用者がスイッチを切ることができるものであり、かつ、音による警報の鳴動時間は無制限でなければならない。」と読み替え、5.2.7.の規定中「30mA」とあるのは「20mA」と読み替えるものとする。

2.～4.9.3. (略)

#### 4.10. 盗難発生警報装置の電源

盗難発生警報装置は、その電源に自動車の蓄電池を用いることができる。追加で盗難発生警報装置の電源に用いる電池を備える場合にあっては、当該電池は、自動車の電気装置の他の部品に電源を供給しないものでなければならない。

4.11.～5.2.15. (略)